

送付書類チェックシート

【限度額適用認定証を申請するとき】

※ 保険料に滞納がある場合、認定証の交付が受けられないことがあります。

国民健康保険限度額適用認定申請書等

国民健康保険証の写し

● 番号確認書類(世帯主、資格を喪失する人全員分)

個人番号カード(写)、通知カード(写)、個人番号が記載された住民票 など
→いずれか1点

● 身元確認書類(世帯主のもの)

個人番号カード、運転免許証、パスポート など
公的機関が発行した顔写真付きの証明書の写し
→いずれか1点

保険証、保険料決定(納入)通知書、年金手帳、
年金証書、住民票 などの写し
→いずれか2点

どちらかを送付してください。

これらの書類をお住いの区役所・出張所に送付をお願いします。

【送付先、問い合わせ先】

東区役所 保険年金課	〒812-8653 福岡市東区箱崎2丁目54-1	TEL(092)645-1102
博多区役所 保険年金課	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8-1	TEL(092)419-1118
中央区役所 保険年金課	〒810-8622 福岡市中央区大名2丁目5-31	TEL(092) 718-1124
南区役所 保険年金課	〒815-8501 福岡市南区塩原3丁目25-1	TEL(092)559-5152
城南区役所 保険年金課	〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1-1	TEL(092)833-4123
早良区役所 保険年金課	〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1-1	TEL(092)833-4372
早良区入部出張所	〒811-1102 福岡市早良区東入部2丁目14-8	TEL(092)804-2014
西区役所 保険年金課	〒819-8501 福岡市西区内浜1丁目4-1	TEL(092)895-7090
西区西部出張所	〒819-0367 福岡市西区西都2丁目1-1	TEL(092)806-9432